

# ○茨城県警察組織に関する訓令

平成21年3月19日

本部訓令第5号

[沿革] 平成21年6月本部訓令第14号、23年3月第3号、24年3月第3号、25年3月第4号、26年3月第11号、27年3月第7号、28年3月第5号、29年3月第7号、30年3月第5号、31年3月第6号、令和4年3月第4号改正

茨城県警察組織に関する訓令を次のように定める。

## 茨城県警察組織に関する訓令

茨城県警察組織に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 警察本部

##### 第1節 課に置く室（第2条—第7条）

##### 第2節 課等の係等（第8条）

##### 第3節 課等に置く職（第9条—第17条）

##### 第4節 警察学校（第18条—第20条）

#### 第3章 警察署（第21条—第23条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 警察本部

##### 第1節 課に置く室

##### (取調べ監督室)

第2条 総務課に、取調べ監督室を置く。

2 取調べ監督室は、規則第7条第6号に掲げる事務をつかさどる。

3 取調べ監督室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、取調べ監督室の所掌する事務を掌理する。

(健康管理室)

第3条 厚生課に、健康管理室を置く。

2 健康管理室は、規則第9条第2号に掲げる事務をつかさどる。

3 健康管理室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、健康管理室の所掌する事務を掌理する。

(監査室)

第4条 会計課に、監査室を置く。

2 監査室は、規則第10条第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

3 監査室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、監査室の所掌する事務を掌理する。

(総合相談室)

第5条 県民安心センターに総合相談室を置く。

2 総合相談室は、規則第15条の2第1号から第3号までに掲げる事務をつかさどる。

3 総合相談室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、総合相談室の所掌する事務を掌理する。

(許可等事務担当室)

第6条 生活安全総務課に、許可等事務担当室を置く。

2 許可等事務担当室は、規則第17条第7号から第11号まで及び第13号から第17号までに掲げる事務をつかさどる。

3 許可等事務担当室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、許可等事務担当室の所掌する事務を掌理する。

(検視官室)

第7条 捜査第一課に、検視官室を置く。

2 検視官室は、規則第27条第6号に掲げる事務をつかさどる。

3 検視官室に、室長を置く。

4 室長は、首席検視官をもって充てる。

5 室長は、命を受け、検視官室の所掌する事務を掌理する。

第2節 課等の係等

(係等)

第

8条 課、監察室、県民安心センター及び運転免許センター並びに規則第2章第8節に規定する課に置く室等及び第2条から前条までに規定する室（以下「課内室等」という。）に係を、科学捜査研究所に係及び研究室を、隊に係及び小隊を置く。

2 係、研究室及び小隊の名称及び所掌事務は、警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

### 第3節 課等に置く職

#### （課長代理等）

第9条 課に課長代理を、監察室に室長代理を、県民安心センター及び運転免許センターにセンター長代理を、科学捜査研究所に所長代理を、隊に副隊長を置く（総括理事官又は理事官を置く場合を除く。）。

2 課長代理は、命を受け、課の運営について課長を補佐するとともに、関係事務を整理する。

3 室長代理は、命を受け、監察室の運営について室長を補佐するとともに、関係事務を整理する。

4 センター長代理は、命を受け、県民安心センター又は運転免許センターの運営について県民安心センター長又は運転免許センター長を補佐するとともに、関係事務を整理する。

5 所長代理は、命を受け、所の運営について所長を補佐するとともに、関係事務を整理する。

6 副隊長は、命を受け、隊の運営について隊長を補佐し、関係事務を整理するとともに、隊長に事故あるとき又は隊長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### （課長補佐等）

第10条 課に課長補佐を、監察室に室長補佐を、県民安心センター及び運転免許センターにセンター長補佐を、科学捜査研究所に所長補佐を、隊に中隊長を、方面隊に方面隊長を置く。

2 課長補佐は、命を受け、課長を補佐する。

3 室長補佐は、命を受け、室長を補佐する。

4 センター長補佐は、命を受け、県民安心センター長又は運転免許センター長を補佐する。

5 所長補佐は、命を受け、所長を補佐する。

6 中隊長は、命を受け、隊長を補佐する。

7 方面隊長は、命を受け、方面隊の事務について隊長を補佐する。

#### （師範）

第11条 本部長は、教養課に、必要により師範を置くことができる。

2 師範は、命を受け、規則第11条の事務のうち術科に関する事務を処理する。

(検視官)

第 12 条 捜査第一課に、検視官を置く。

- 2 検視官は、規則第27条第6号に掲げる事務を処理する。

(鑑定官等)

第 13 条 科学捜査研究所に、鑑定官、主任研究員及び研究員を置く。

- 2 鑑定官は、命を受け、規則第34条各号に掲げる事務のうち特に高度な事務を処理する。
- 3 主任研究員は、命を受け、規則第34条各号に掲げる事務のうち高度な事務を処理する。
- 4 研究員は、命を受け、規則第34条各号に掲げる事務に従事する。

(係長等)

第 14 条 係に係長、主任及び係員を、分駐隊に分駐隊長を、小隊に小隊長、分隊長及び隊員を置く。

- 2 係長、分駐隊長及び小隊長は、命を受け、係、分駐隊及び小隊の事務を処理する。
- 3 主任及び分隊長は、命を受け、分担事務を処理する。
- 4 係員及び隊員は、命を受け、分担事務に従事する。

(主任等)

第 15 条 前条第1項の主任及び係員のうち警察官以外の職員は、次のとおりとする。

- (1) 主任 主任又は主任技師をいう。
- (2) 係員 主事、技師又は技術員をいう。

(主査等)

第 16 条 本部長は、必要により課、監察室、県民安心センター及び運転免許センターに主査、専門員、副主査その他の職を、隊及び所に主査及び副主査を、課内室等に主査、専門員及び副主査を置くことができる。

- 2 主査は、命を受け、特に命じられた困難な事項を処理する。
- 3 専門員は、命を受け、特に命じられた専門的技術に関する事項を処理する。
- 4 副主査は、命を受け、特に命じられた事項を処理する。

(専門官)

第 17 条 本部長は、課、監察室、県民安心センター、運転免許センター及び隊に、必要により専門官を置くことができる。

- 2 専門官は、担当する事務の名称を冠して呼称するものとし、専門官の所属する課等の長が本部長の承認を得て定めるものとする。
- 3 専門官は、命を受け、担当する事務を処理する。

#### 第4節 警察学校

##### (科及び科長等)

第 18 条 警察学校に、科を置く。

- 2 前項の科の名称及び所掌事務は、本部長が別に定める。
- 3 科に科長、教官及び助教を置く。
- 4 科長は、命を受け、学校長を補佐する。
- 5 教官は、命を受け、学生の教育訓練に当たる。
- 6 助教は、命を受け、教官を補助し、学生の教育訓練に当たる。

##### (係及び係長等)

第 19 条 本部長は、警察学校に係を置くほか、必要により専門官を置くことができる。

- 2 前項の係及び専門官については、第8条第2項、第14条並びに第17条第2項及び第3項の規定を準用する。

##### (主査等)

第 20 条 本部長は、警察学校に、必要により主査、専門員及び副主査を置くことができる。

- 2 前項の主査、専門員及び副主査については、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

### 第3章 警察署

##### (課及び課長)

第 21 条 本部長は、警察署に、必要により課を置くことができる。

- 2 課の名称及び所掌事務は、本部長が別に定める。
- 3 課に課長を置く。
- 4 課長は、命を受け、課の事務を処理する。

##### (係及び係長等)

第 22 条 本部長は、警察署に係を置くほか、必要により専門官を置くことができる。

- 2 前項の係及び専門官については、第8条第2項、第14条並びに第17条第2項及び第3項の規定を準用する。

##### (主査等)

第

- 23条 本部長は、警察署に、必要により主査、専門員及び副主査を置くことができる。
- 2 前項の主査、専門員及び副主査については、第16条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年6月25日本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成23年3月31日本部訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年3月29日本部訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月21日本部訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年3月24日本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成30年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 [以下略]

#### 附 則 (平成31年3月7日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日本部訓令第4号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。